

令和8年度河津町高齢者保健福祉計画等策定業務委託仕様書

1. 業務名 令和8年度河津町高齢者保健福祉計画等策定業務委託

2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

3. 目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条、国が示す「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、河津町第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・第7期介護給付適正化計画の策定支援をすることを目的とする。この計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間とする。

4. 業務内容

河津町第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・第7期介護給付適正化計画策定業務

(1) 関連資料の収集、整理及び分析

- 人口、世帯、産業別就業者数、要支援・要介護認定者数、アンケート調査結果等の整理及び分析、給付実績データに基づく各種サービス利用状況の分析（給付分析）を行う。なお、必要なデータについては、受注者から依頼のあったものを発注者が提供するものとする。
- 地域支援事業、高齢者福祉サービスについても現状を分析することとし、必要に応じてヒアリングを実施する。

(2) 課題抽出、方針決定

- 現状分析、アンケート調査結果、前期計画の評価・検証を踏まえ、課題の抽出と方針の設定を行う。
- 人口構造の変化や介護需要の動向を踏まえ、当地域の中長期的な介護ニーズに応じたサービス基盤の整備、介護人材の確保、介護現場の生産性向上を図るための計画的な取組や目標を検討する。

(3) サービス事業量推計及び保険料の算出

- 地域包括ケア「見える化」システムを活用し、過去の給付実績や人口推計、要支援・要介護認定者数推計、制度の改正や当地域の状況変化等を踏まえ、介護保険サービスの種類ごとの見込み量及び給付費、第1号被保険者の保険料額について、都度シミュレーションを行い、最終的に事業計画値を算出する。
- 「見える化」システムへの入力には双方協議のうえ行うものとし、発注者は、受注者の求めに応じて必要なデータ等を提供するものとする。

(4) 認知症施策推進計画策定支援

- 本計画では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する「認知症施策推進計画」を包含するものとする。

- 認知症施策推進計画に係る調査方法については、国及び県の方針に基づき双方協議のうえ決定し、実施する。
 - 国及び県の認知症施策推進基本計画に基づき策定する。
- (5) 骨子案及び計画素案の作成、修正
- 河津町総合計画、地域福祉計画、健康増進計画等の関連する個別計画との連携及び整合を図る。
 - 上記(1)～(5)の結果を踏まえ、骨子案及び計画素案の作成、修正を行う。
- (6) 委員会等の出席、資料作成支援(3回程度)
- 計画策定のために開催する会議に出席し、必要に応じて資料の作成を行う。
- (7) パブリックコメント支援
- パブリックコメント実施に必要な資料作成等の支援を行う。
- (8) 計画書の印刷製本
- 計画書の編集及び印刷製本を行う。

5. 成果品

- (1) 計画書：A4版、110ページ程度、表紙レザック、1色刷り、100部
- (2) 概要版：A4版、8ページ程度、フルカラー、3,000部
- (3) 計画書電子データ(CD-ROM等)一式

6. 担当者

- (1) 本業務に携わる主担当者は、過去に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・介護給付適正化計画策定業務主担当としての実績があるものとする。

7. その他

- (1) 成果品の帰属については、すべて発注者とする。
- (2) 本事業の実施により知りえた情報を他に漏らしてはならない。事業完了後も同様とする。
- (3) 受注者は、業務遂行の品質保証(ISO9000シリーズ等)ができること。
- (4) 受注者は、個人情報の適切な取り扱いを保証(プライバシーマーク等)ができること。
- (5) 「6. 担当者」に記載してある要件を満たしていること。
- (6) 計画策定に係る国、県への各種報告・資料提出があった場合には、発注者の指示する時期に円滑に対応すること。
- (7) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、双方協議のうえ決定する。